

# MCS税理士法人通信～税制改正特集～ 号外版5号

## 第五回 各種共済制度について

今回の税制改正特集は、第174回通常国会で成立した各種共済制度の内容をお知らせいたします。

### 1、小規模企業共済制度【平成23年1月実施】

#### ●加入対象者の拡大

小規模企業共済の加入対象者は、現在の「小規模企業の経営者または個人事業主」に、「個人事業主の配偶者や後継者などの共同経営者」が追加されます。個人事業主の方の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入できます。

●共同経営者の方の掛金は全額所得控除の対象となり、受け取られる共済金も退職所得控除等の対象になります。

#### メリット

①最大年間84万円の小規模企業共済等掛金控除を受けることができます。

②個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金も確保できます。

### 2、中小企業倒産防止共済制度

●取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸し付けが受けられます。【平成22年7月1日スタート】

※私的整理→弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合を対象とします。

●共済金貸付限度額を3,200万円から8,000万円に引き上げます。【平成23年10月までに実施】

#### 【現 行】

掛金月額 5千円～8万円

掛金総額 320万円上限



#### 【改 正】

掛金月額 5千円～20万円

掛金総額 800万円上限

※掛金は、これまでと同様、全額、損金・必要経費に算入できます。

●貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給します。(早期償還手当金)【平成23年10月までに実施】

※月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合に対象となります。

※手当金の額は、繰上時期と繰上額に応じて決定する予定です。

(注) 上記の改正の具体的な内容や施行日については、今後、政令や経済産業省令等によって定められます。決まり次第、各監査担当者よりお知らせ致します。

## MCS税理士法人 青山事務所・立川事務所

〒107-0062

東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階

電話：03-5786-0340 F A X：03-5786-0341

<http://mcs-sougou.tkenf.com>

mail：bzq22140@tkenf.or.jp

〒190-0023

立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

電話：042-595-7671 F A X：042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail：info@mcs-office.jp